独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

所管府省	支出元独立行政	支出元独立行政	支出元独立行政法人の	立行政 支出元独立行政法人の 名称 法人番号	公共工事の名称、 場所、期間及び種	契約担当者等の氏名並びにその所属	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住	契約の相手方の法 人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
	法人の名称		別	び所在地		所	人番号	(総合評価の実施)				公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札·応募者数			
	=* 7	当なし															
	談 =	14C															

⁽注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

⁽注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

所管府省	支出元独立行 政法人の名称	支出元独立行政法	人の	公共工事の名称、 場所、期間及び種	契約担当者等の氏名並びにその所属	契約を締結した日	契約の相手方の商号	契約の相手方の法人 番号	随意契約によることとした業務方法 書又は会計規定等	予定価格	契約金額	落札率		公益法人の場合		備考
				别	する部局の名称及び所在地		又は名称及び住所	借与	の根拠規定及び理 由				公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札·応募者数	
	= * 7	きょうし きょうし きょうしん														

⁽注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

⁽注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

所管府省	支出元独立行政 法人の名称	ス 支出元独立行政法人の 法人番号	支出元独立行政法人の 物品役	支出元独立行政法人の	τ 支出元独立行政法人 <i>σ</i> .	支出元独立行政法人の	支出元独立行政法人の	物品役務等の名利	契約担当者等の氏系名並びにその所属	製約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住	契約の相手方の法人	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
			及び剱重	が所在地		所	金 万	(総合評価の実施)				公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数						
	= / \	4+=1																		
	- 該当なし 																			
					•															

⁽注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

⁽注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

所管府省	支出元独立行政 法人の名称	な行政 支出元独立行政法人の	支出元独立行政法人の	支出元独立行政法人0	物品役務等の名料	契約担当者等の氏	製約を締結した日	契約の相手方の商号	契約の相手方の法人番 号	随意契約によることとした業務方法書	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
			及ひ剱重	9 る部局の名称及 び所在地		又は名称及び住所	<u></u> ਸ	根拠規定及び理由				公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札·応募者数			
	=+ 1	当なし															
	武王	14C															

⁽注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

⁽注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

所管府省	支出元独立行政法		交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目·趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も	交付又は支出日等	(会費の場合) ちゃの神の第	公益法人の場合	
FI E NY E	人の名称	法人番号	文刊入は文田儿広八石神	大小の位子刀の広入田ヶ	40 WE H 4	文刊スは文山協	しくは最低限の金額	(支出決定日)	支出の理由等	公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	日本監査役協会	3010005017481	会費	160,000	年会費100,000円 ※2名以上登録の場合、 2人目以降は60,000円	令和6年5月24日	職務上必要となる知識や見識を深める必要があるため。	公社	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	国際湖沼環境委員会	9160005008337	助成金	1,903,000		令和6年4月30日		公財	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	黒潮生物研究所	1490005002561	助成金	3,704,000		令和6年4月30日 令和6年10月17日 令和7年3月17日		公財	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	公害地域再生センター	8120005014744	助成金	1,371,000		令和6年4月30日		公財	国認定
環境省	独立行政法人 環境再生保全機構	8020005008491	大阪自然環境保全協会	1490005002561	助成金	198,000		令和6年4月30日		公社	国認定

【記載要領】

- (注1)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注2)「会費ー口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費ー口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- (注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。